刑法I一因果関係論

序 因果関係の意義

- ・結果犯 実行行為と結果の因果関係
- ・2 段階構造 条件関係/刑法上の因果関係
- I 条件関係
- ・条件公式 (conditio sine qua non) 「あれなければこれなし」
- 実行行為性と因果関係の区別 (ex.) 雷事例、航空機事故事例
- ・仮定的因果経過の排除 (ex.) 死刑執行人事例
 - cf. 不作為犯の場合

「期待された作為」と結果の因果関係

《覚せい剤注射事件-最決平元・12・15 刑集 43 巻 13 号 879 頁》-百選 4 事件 →不作為犯論

・択一的競合と重畳的因果関係 (ex.)100%投毒事例、50%投毒事例 ※両者の間にアンバランスは存在するか?

・条件公式の修正「A・B なければ C なし」

 \downarrow

- ・具体的結果観 2倍の毒での死亡は結果が異なる
- ・合法則的条件の理論 自然法則に従って生じた結果か否か

Ⅱ 刑法上の因果関係

• 条件説

刑法上の因果関係も条件関係で足りる (ex.) 救急車事故事例、病院火災事例

※因果関係中断論

cf. 因果関係の断絶

• 原因説

条件と原因を区別 原因と結果の因果関係

• 相当因果関係説

一般人の経験上、その行為からその結果が発生するといえるか 《米兵ひき逃げ事件-最決昭 42・10・24 刑集 21 巻 8 号 1116 頁》-百選 9 事件

判断基底

主観説-行為者が認識・予見していた事情及び認識・予見可能な事情 客観説-行為時に存在した全事情及び行為後に生じた客観的に予見可能な事情 折衷説-一般人が認識・予見可能な事情及び行為者が特に認識・予見していた事情 (ex.) 血友病事例、救急車事故事例

Ⅲ 相当因果関係説の危機

《大阪南港事件-最決平 2・11・20 刑集 44 巻 8 号 837 頁》-百選 10 事件 \downarrow

危険の現実化説

規範的総合評価によって、当該行為から発生した危険が現実化したか否かを判断

《老女布団蒸し事件-最判昭 46・6・17 刑集 25 巻 4 号 567 頁》 - 百選 8 事件 《トランク監禁致死事件-最決平 18・3・27 刑集 60 巻 3 号 382 頁》 - 百選 11 事件 《夜間潜水事件-最決平 4・12・17 刑集 46 巻 9 号 683 頁》 - 百選 12 事件 《高速道路進入事件-最決平 15・7・16 刑集 57 巻 7 号 950 頁》 - 百選 13 事件 《熊撃ち事件-最決昭 53・3・22 刑集 32 巻 2 号 381 頁》 - 百選 14 事件 《砂末吸引事件-大判大 12・4・30 刑集 2 巻 378 頁》 - 百選 15 事件